

8日獣発第72号
令和8年5月21日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

産業動物診療における遠隔診療の積極的な活用を支援する 事業の実施について（事業活用のご案内）

日頃より本会事務事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

家畜における遠隔診療については、令和3年12月に「家畜における遠隔診療の積極的な活用について」（令和3年12月15日付け3消安第4800号農林水産省消費・安全局長通知、令和4年1月12日付け3日獣発第275号により通知済）、令和4年8月に「家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について」（令和4年8月16日付け4消安第2457号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知、令和4年9月27日付け4日獣発第150号により通知済）が発出されて以降、積極的な活用に向けた取組が続けられているところです。

本会では、農林水産省の補助を受け、令和4年度から情報通信機器を活用した遠隔診療の普及を図るための事業を実施しており、本年度については令和7年度補正予算による補助を受けて、産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制を整備する取組を支援する事業を実施することとしているところです。

つきましては、別添として事業の実施要領をお送りいたしますので、遠隔診療に役立つ様々な機器の導入等が可能な本事業を広くご活用いただき、産業動物診療における遠隔診療の普及・実施に積極的に取り組んでいただきますよう、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

なお、遠隔診療を普及するための講習会・研修会についても別事業において補助が可能となっております。各地区の産業動物講習会や会員獣医師が所属するNOSAI団体等の研修会での活用を希望される際は、本会事務局までご相談ください。

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本獣医師会：

事務局担当（榊原、畠山、松岡）

TEL：03-3475-1601、Email：sakakibara@nichiju.or.jp